

証券コード 2345
2026年1月15日

株主各位

東京都港区南青山六丁目7番2号
株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://kushim.co.jp/Release/g4ubbe6x>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日の出席に代えて、議決権行使書又はインターネットにより事前に議決権行使することができます。

お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年1月29日（木曜日）午後6時00分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」及び4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月30日（金曜日）午前10時00分

（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区新橋1-18-1

航空会館ビジネスフォーラム7階(701、702)

3. 目的 事 項

報 告 事 項

- 1 第30期（自2024年11月1日至2025年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第30期（自2024年11月1日至2025年10月31日）計算書類報告の件
- 3 会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者による調査報告の件

決 議 事 項

第1号議案

定款一部変更の件（商号変更）

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

第3号議案

新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・「計算書類」の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・監査等委員会の監査報告書

# 議決権の行使方法のご案内

## 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年1月30日(金曜日)  
午前10時[受付開始:午前9時30分]

## 当日ご欠席の場合

### 郵送により議決権行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、委任状用紙を切り離したうえで、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年1月29日(木曜日)  
午後6時到着分まで

### インターネットによる議決権行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年1月29日(木曜日)  
午後6時まで

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作などでご不明な点がありましたら、右記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
00 0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

# インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年1月29日(木曜日)午後6時まで

## QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。  
スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが  
できない場合があります。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

## 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

### ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

# 事 業 報 告

(自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を保っているものの、米国の関税政策の変更およびロシアのウクライナ侵略の長期化に伴い、海外経済の不確実性や物価上昇の影響で力強さに欠ける状況です。

一方、国内の暗号資産交換業者における口座開設数が延べ1,300万口座超、利用者預託金残高は5兆円以上に達するなどグローバルでの暗号資産市場の成長をうける形で成長を続けております。

当社は本来、暗号資産取引所である株式会社Zaifとブロックチェーン・Web3領域におけるエンジニアリング・コンサルティング事業をメインとするチューリンガム株式会社による「ブロックチェーンサービス事業」および株式会社クシムソフト（現：株式会社ネクスソフト）による「システムエンジニアリング事業」を中心に事業を展開してまいりました。

しかしながら、当社取締役会は2025年2月3日付で、株式会社カイカフィンシャルホールディングスに対する借入金について、当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングス（現：株式会社ネクスデジタルグループ、以下「ZED ホールディングス」といいます。）の株式を譲渡することによる代物弁済（以下「本件譲渡」といいます。）を取締役会決議により決議しました。当社は、本件譲渡について会社法第467条に基づく株主総会の特別決議の承認を得ていないことから違法無効であると認識しているものの、本件譲渡により当社は、ZEDホールディングスの実質的な経営支配権を喪失しました。これに伴いZEDホールディングスの子会社である株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社Web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedについても当社はその実質的な経営支配権を喪失しております。

実質的な経営支配権の喪失に伴い、前連結会計年度において当社グループのセグメント別事業に分類しておりました「ブロックチェーンサービス事業」、「システムエンジニアリング事業」、「インキュベーション事業」のすべての事業において当社の2025年度決算への算入が不可能となっております。

従いまして、本決算短信においては本件譲渡の対象となった子会社については2025年10月期第1四半期期首において期首除外を行っており、本決算短信においてはホールディングス機能を有する株式会社クシムおよび事業子会社の中間持株会社としての機能を有していた株式会社クシムインサイトの二社

のみの連結決算をご報告しております。

当社は、本件譲渡は、会社法第467条に基づく株主総会の特別決議の承認を得ていないことから、違法無効であると認識しており、適正に法的手続きを進めております。本件譲渡が違法である場合、本件譲渡及び本件譲渡を基にした全ての取引は絶対的無効が原則であるため、当社は、本件譲渡の対象となった全ての子会社の再譲渡及びそれに類する全ての取引の無効性を争う方針です。

本件譲渡が違法無効として認められた場合、本件譲渡の対象となった全ての子会社の業績について再度連結決算を算出し報告する必要性があるため、今後当該決算短信についてはその修正を行う可能性がございます。

当社は、2025年10月28日に実施しました増資により199百万円を調達しております。当該資金の一部は、2025年6月より再立ち上げを行った「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」の展開に使用いたします。先ず、フェーズ1として、暗号資産・ブロックチェーン領域において中心的なプレイヤーである大手ブロックチェーン（BTC・ETH・XRP・BNB・SOLといった2025年9月2日金融審議会 第2回 暗号資産制度に関するワーキング・グループにおける「[参考] 時価総額上位5位の暗号資産の概要」に記載の暗号資産を現時点で想定）における中核的事業会社及びファンドとの協業を通じた暗号資産トレジャリー戦略を実施し、財務・収益基盤を整えます。協業においては、調達した資金で暗号資産を購入するだけではなく、協業を通じた当該ブロックチェーンの日本普及のためのエンジニアリング・コンサルティングにおける収益獲得や当該ブロックチェーンの資産運用事業者との提携による暗号資産の運用における優位性の確立を行うことで、トレジャリー戦略を出発点とした収益獲得基盤構築を目指します。その上で、フェーズ2として、当該協業を活かした暗号資産の社内運用体制を整え、暗号資産の運用による収益性・安全性のバランスの取れた専門的な当該暗号資産の運用を実施してまいります。これらの事業基盤の構築と収益獲得を目的とした暗号資産トレジャリー戦略は一つの暗号資産に限らず、事業状況に応じて複数の暗号資産での展開も視野に入れております。次にフェーズ3として、こうした暗号資産の社内運用暗号資産トレジャリー戦略の実行による知見や社内運用基盤を活かした暗号資産トレジャリー企業向けへのコンサルティングや運用サポート、財務戦略に必要な財団等との業務提携のアドバイザリー事業を実施してまいります。これにより国内の暗号資産トレジャリー戦略を組み入れる企業との戦略的提携を増やし、新たな収益基盤としてまいります。

最後にフェーズ4として、裁判による子会社の取り戻しを実施した後、暗号資産交換業者であるZaifにおいてフェーズ3までに構築した暗号資産の運用基盤及びトレジャリー企業との戦略的提携を活かし、トレジャリー企業向けの

カストディや運用事業を開拓してまいります。これらのカストディ・運用事業にリソースを投じることで安全なカストディ・運用基盤の構築に努め、暗号資産ETFへの参入も目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高26百万円（前連結会計年度比1,586百万円のマイナス）、EBITDA△488百万円（前連結会計年度はEBITDA△927百万円）、営業損失489百万円（前連結会計年度は営業損失1,133百万円）、経常損失453百万円（前連結会計年度は経常損失1,151百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,366百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,960百万円）となりました。

(※) EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却費

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資はございません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以って事業運営を行うことを原則とし、資金調達しております。なお、当連結会計年度末における借入金を含む有利子負債の残高はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は現在全事業子会社の実質的な経営支配権を喪失しており、その回復が業務上の最大の課題であると認識しております。その一方で「ブロックチェーン開発・コンサルティング事業」における顧客獲得・安定的な売上の獲得を進めることで経常的な黒字化を目指し、事業基盤の安定化を図ってまいります。また、当社は株主が非常に分散しており、資本政策や企業ガバナンスが不安定化しやすい状況となっております。そのため長期的な安定株主の獲得も経営基盤の安定化の観点では重要な課題であると認識しております。

財務面においては前経営陣による事業譲渡に伴う不適正な資産の流出が発生したことから、財務健全性が著しく低下した状態であると認識しております。

2025年12月5日付「証券取引等監視委員会による過年度のフィスコイン評価損失過少計上等に対する課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」のとおり、課徴金1,200万円が勧告されており、また、前経営陣による不正等に関する調査や訴訟関連費用等の支出が予想されます。

これらの課題に対処するため全事業子会社の実質的な経営支配権の回復による資産の回収をはじめ、資金調達等による財務基盤の安定化に努めてまいります。

また、前経営陣がコーポレート等のバックオフィス業務の人員をすべて関連他社に移籍させたため、当社としてはバックオフィス業務の再構築およびコーポレートガバナンスの立て直しが急務となっております。当社では現在、必要な外部専門家の助力を仰ぎつつ、AIやクラウドサービスを活用したバックオフィス業務の自動化および省力化に取り組んでおります。こうした取り組みによりコストを抑えながらも、以前より強固なガバナンス体制を構築してまいります。

#### (9) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分                                            | 期別<br>(2022年10月期) | 第27期<br>(2023年10月期) | 第28期<br>(2024年10月期) | 第29期<br>(2025年10月期) | 第30期<br>(2025年10月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 1,603,399         | 962,801             | 1,613,430           | 26,550              |                                  |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                           | 179,942           | △1,401,973          | △1,151,352          | △453,968            |                                  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 605,451           | △2,742,920          | △1,960,239          | △1,366,529          |                                  |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)            | 47.47             | △186.36             | △114.63             | △77.12              |                                  |
| 純 資 産 (千円)                                    | 5,834,614         | 2,932,851           | 1,431,872           | 427,843             |                                  |
| 総 資 産 (千円)                                    | 6,430,657         | 60,563,539          | 86,538,161          | 533,389             |                                  |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出して  
おります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分                                 | 期別 | 第27期<br>(2022年10月期) | 第28期<br>(2023年10月期) | 第29期<br>(2024年10月期) | 第30期<br>(2025年10月期)<br>(当事業年度) |
|------------------------------------|----|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                         |    | 320,294             | 50,768              | 43,703              | 21,861                         |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                |    | 22,119              | △907,273            | △765,929            | △449,944                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)              |    | 210,414             | △1,001,939          | △2,903,028          | △1,806,412                     |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) |    | 16.50               | △68.08              | △169.76             | △101.94                        |
| 純 資 産 (千円)                         |    | 5,255,712           | 4,168,874           | 1,801,411           | 278,164                        |
| 総 資 産 (千円)                         |    | 5,433,885           | 4,225,000           | 1,881,527           | 420,674                        |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 第28期の売上高の減少は第27期Eラーニング事業の譲渡による減少が事業年度を通して影響したことによるものであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金     | 議決権<br>の比率 | 主要な事業内容     |
|--------------|-----------|------------|-------------|
| 株式会社クシムインサイト | 10,000 千円 | 100 %      | インキュベーション事業 |

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2025年10月31日現在)

| 事業内容                  | 主要製品                                             |
|-----------------------|--------------------------------------------------|
| ブロックチェーン開発・コンサルティング事業 | ・ブロックチェーン技術の基礎研究及びこれらに関する製品の製造及び役務、コンサルティング業務の提供 |

(12) 主な事業所（2025年10月31日現在）

① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

② 子会社

|              |       |
|--------------|-------|
| 株式会社クシムインサイト | 東京都港区 |
|--------------|-------|

(13) 使用人の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の使用人数

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 7名      | 79名減        |

② 当社の使用人数

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 7名      | 無           | 34歳     | 1年          |

(14) 主要な借入先の状況（2025年10月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,608,733株（自己株式28,817株を含む。）
- (3) 株主数 11,254名
- (4) 大株主

| 株 主 名                              | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|----------|---------|
| 山 中 夕 典                            | 887,300株 | 4.77%   |
| 株 式 会 社 a'gil                      | 862,000株 | 4.63%   |
| 坂 元 政 弘                            | 719,000株 | 3.87%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                    | 704,700株 | 3.79%   |
| DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ) AG         | 408,500株 | 2.19%   |
| 吉 田 昌 勇                            | 400,000株 | 2.15%   |
| 田 原 弘 貴                            | 315,400株 | 1.69%   |
| 富 田 加 奈 子                          | 260,000株 | 1.39%   |
| 山 下 博                              | 227,400株 | 1.22%   |
| NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN | 223,856株 | 1.20%   |

(注) 持株比率は、自己株式28,817株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年10月31日現在）

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

|                            |                                                                                                                | 第12回新株予約権                                               |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 発行決議日                      |                                                                                                                | 2024年3月22日                                              |
| 新株予約権の数                    |                                                                                                                | 1,450個<br>(新株予約権1個につき100株)                              |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類と数     | 普通株式                                                                                                           | 145,000株                                                |
| 新株予約権の払込金額                 | 新株予約権と引き換えに払込は要しない。                                                                                            |                                                         |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 | 新株予約権1個あたり 31,400円<br>(1株あたり 314円)                                                                             |                                                         |
| 権利行使期間                     | 2026年4月13日～2029年4月12日                                                                                          |                                                         |
| 行使の条件                      | 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。<br>新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。 |                                                         |
| 役員の<br>保有状況                | 取締役<br>(監査等委員である取締役<br>及び社外取締役を除く)                                                                             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>1,450個<br>145,000株<br>2人 |
|                            | 社外取締役<br>(監査等委員である取締役<br>を除く)                                                                                  | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>0人           |
|                            | 監査等委員である取締役                                                                                                    | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>一個<br>一株<br>0人           |

|                    |                                                                                                                           |                                                            |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|                    |                                                                                                                           | 第14回新株予約権                                                  |
| 発行決議日              | 2025年10月31日                                                                                                               |                                                            |
| 新株予約権の数            | 19,000個<br>(新株予約権 1 個につき100株)                                                                                             |                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式                                                                                                                      | 19,000,000株                                                |
| 新株予約権の払込金額         | 新株予約権 1 個あたり26,400円<br>(1 株あたり264円)                                                                                       |                                                            |
| 権利行使期間             | 2027年11月16日 ~ 2030年11月16日                                                                                                 |                                                            |
| 行使の条件              | <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。</p> |                                                            |
| 役員の保有状況            | 取締役<br>(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)                                                                                            | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>13,700個<br>1,370,000株<br>3人 |
|                    | 社外取締役<br>(監査等委員である取締役を除く)                                                                                                 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>- 個<br>- 株<br>0 人           |
|                    | 監査等委員である取締役                                                                                                               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数<br>- 個<br>- 株<br>0 人           |

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（2025年10月31日現在）

### （1）取締役の氏名等

| 地 位              | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況        |
|------------------|---------|---------------------|
| 代表取締役            | 田 原 弘 貴 | 株式会社クシムインサイト代表取締役社長 |
| 取 締 役            | 田 中 遼   | 株式会社クシムインサイト取締役     |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 荒 木 久 雄 | 該当なし                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 渡 辺 治   | 該当なし                |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 佐 藤 憲 介 | 株式会社クシムインサイト監査役     |

- （注）1. 監査等委員荒木久雄氏及び監査等委員渡辺治氏、監査等委員佐藤憲介氏は、社外取締役であります。  
2. 監査等委員荒木久雄氏及び渡辺治氏、佐藤憲介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ています。  
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。  
4. 2025年8月29日開催の第29回定時株主総会において、佐藤憲介氏が監査等委員である取締役に就任いたしました。  
5. 事業年度中に退任した取締役  
小川英寿氏は、2025年4月14日をもって辞任により退任いたしました。

### （2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### （3）補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### （4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (5) 取締役の報酬等の額

### ① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会の決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。

また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成することとします。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

#### 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与額を、毎年一定の時期に支給有無も含め決定します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストック・オプションとします。各事業年度の連結営業利益及び役割貢献度、付与時の株価水準を基準に算出して一定数を付与するものとします。（付与しない期もあります）。なお、付与対象者において、不正や善管注意義務に抵触するような行為が認められた際には、ストック・オプションの全部又は一部の行使制限をすることがあります。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その客觀性と妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合及び役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況も踏まえたうえで取締役会で決定します。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役田原弘貴がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役が最も適しているため、田原氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。なお、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行ふものとします。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)       | 報酬等の種類別の総額(千円)       |            |            | 対象となる役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|------------|------------|-------------------|
|                            |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |                   |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>(うち社外取締役) | 38,116<br>( - )      | 38,116<br>( - )      | -<br>( - ) | -<br>( - ) | 6<br>( )          |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役)    | 11,900<br>( 11,900 ) | 11,900<br>( 11,900 ) | -<br>( - ) | -<br>( - ) | 8<br>( 8 )        |

- (注) 1. 2025年4月2日付「(開示事項の経過) 仮取締役兼仮代表取締役等選任の決定に関するお知らせ (代表取締役等の異動)」にてお知らせしましたとおり、2025年4月1日付にて、東京地方裁判所により仮取締役兼仮代表取締役が選任されております。当仮取締役兼仮代表取締役の任期は、2025年4月30日開催の臨時株主総会までとなります。上記の報酬額には、当仮取締役兼仮代表取締役の報酬を含んで記載しております。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額120,000千円以内と決議されております。当該決議に係る会社役員の員数は2名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議されております。当該決議に係る会社役員の員数は3名であります。
4. 当事業年度末現在の人員は、監査等委員でない取締役2名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）であります。
5. 上記には2025年4月1日をもって退任した取締役（監査等委員を含む）5名及び2025年4月14日をもって辞任した監査等委員1名を含んでおります。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### 1. 取締役 荒木 久雄

当事業年度において選任後に開催された取締役会18回中18回出席し、事業内容に関する事項のほか、内部統制整備に関する事項に関して質問や意見を述べました。また、当事業年度において選任後に開催された監査等委員会8回中8回出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、内部監査上の専門的な知識や経験を活かし、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の合理性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

## 2. 取締役 渡辺 治

当事業年度において選任後に開催された取締役会18回中18回出席し、事業内容に関する事項のほか、契約締結等の法律的な事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において選任後に開催された監査等委員会8回中8回出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の合理性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

## 3. 取締役 佐藤 憲介

当事業年度において選任後に開催された取締役会6回中6回出席し、事業内容に関する事項のほか、財務諸表及び会計、税務に関する事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において選任後に開催された監査等委員会3回中3回出席し、業務監査、会計監査の状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の合理性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人アリア

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        |          |
|----------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 22,500千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、監査等委員及び監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、独立性を保持しているか等、定期的に検証し総合的に評価しております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社グループの企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。各種法令、定款及び社内諸規程の遵守を徹底するために、代表取締役直轄のもと、「リスク・コンプライアンス管理規程」を作成するとともに、当社グループの取締役並びに使用人に学習機会を定期的に設けて周知徹底を図ります。

2. 当社は、代表取締役直下の内部監査室による定期的に実施する内部監査により当社グループの業務状況を把握し、業務の実態が各種法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ有效地に会社の業務が執行されているかを監査し、適宜代表取締役社長に報告しております。

3. 当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。

4. 当社は、内部統制システムを適切に整備し、定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存を行います。文書の保管について「文書管理規程」、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録については「取締役会規程」というように各規程に基づき定められた期間保存します。また、必要に応じて取締役がいつでも閲覧・謄写可能な状態にて管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業展開上様々な危険に対して対処すべく、代表取締役社長を委員長とした、「経営会議」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。また、「経営会議」により、リスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討し、取締役会に答申を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定時取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程に則り、重要事項や重要顧客案件の報告・審議・意見交換を行い、各取締役は連携して業務執行状況の掌握、監督を行います。
2. 取締役及び部長等による経営会議を毎週1回開催し、各部門からの経営情報の報告や各部門への指示・伝達を図ることで、経営課題の認識の共有化及び経営活動の効率化を図っております。
3. 職務執行に関する権限及び責任については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他の社内規程において定め、適時適切に見直しを行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜情報交換を行うことにより、当社の独立性を充分に確保する体制を構築しております。
2. 子会社の取締役を当社取締役が兼任することによって、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査をしております。
3. 当社子会社兼任取締役は、子会社の経営会議に出席することで子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。また、当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行っております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令は受けないものとしております。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、他の監査等委員会の報告に関する体制

1. 取締役は、取締役会のほか重要な会議において、隨時その職務の執行状況等を速やかに報告しております。
2. 監査等委員は、稟議案件の査閲や月次の財務データ等の閲覧により、業務執行状況を掌握しております。
3. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員に報告しております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。
2. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議と監査等委員が判断した会議には出席をし、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるとしております。

## （2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査室により当事業年度の全体統制及び業務運用統制について内部監査を実施しました。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の資料及び議事録は、セキュリティが確保された場所で適切に保管されていることを確認しました。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程の定めに従い経営会議において統合的なリスク管理を行っております。
  - 2. 損失の危険のうち、経営に関するリスクについては、取締役会が対応し、各部署を管理及び支援しております。
  - 3. その他リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、経営会議の点検・助言・支援に基づき関係する部署が協力してリスク対応体制を整備構築し、損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 内部監査室による全体統制の内部監査において取締役会の議事録を確認いたしました。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - 該当事項はありません。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 該当事項はありません。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 該当事項はありません。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会の報告に関する体制
  - 内部監査室により2025年4月30日以降に開催された取締役会18回全てに監査等委員会が出席していることを確認いたしました。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 当事業年度において、会計監査人と定期的な会合を4回開催し情報交換しました。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた取り組み

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
  - 当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶いたします。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。

## ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行っております。
2. 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしております。
3. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じることとしております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主に対する配当につきましては経営基盤の安定と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、配当を行うこととしております。

当事業年度につきましては、今後の安定的な経営のために手元資金を確保し、内部留保の充実を図ることが最重要課題であると考え、現状の業績数値や今後の業績見通しを総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

なお、当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	237,325	流動負債	102,772
現金及び預金	222,836	未払法人税等	33,647
売掛金及び契約資産	1,540	訂正関連費用引当金	12,000
未収入金	79,683	預り金	26,142
未収利息	35,614	その他の	30,982
自己暗号資産	0		
その他の	17,755		
貸倒引当金	△120,105		
固定資産	296,063	固定負債	2,772
有形固定資産	0	繰延税金負債	2,517
工具、器具及び備品	0	その他の	254
無形固定資産	0	負債合計	105,545
その他の	0		
投資その他の資産	296,063	(純資産の部)	
投資有価証券	132,502	株主資本	419,590
長期貸付金	2,060,000	資本剰余金	109,992
差入保証金	154,438	利益剰余金	5,673,782
その他の	9,123	自己株式	△5,351,287
貸倒引当金	△2,060,000	新株予約権	△12,897
			8,252
		純資産合計	427,843
資産合計	533,389	負債及び純資産合計	533,389

連結損益計算書

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	26,550
売 上 原 価	1,870
売 上 総 損 失	24,680
販売費及び一般管理費	514,345
営 業 損 失	489,665
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	34,239
そ の 他	10,076
	44,316
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,928
暗 号 資 産 評 價 損 他	2,229
そ の 他	3,461
	8,620
經 常 損 失	453,968
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	32,855
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 價 損	187,476
訂 正 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	12,000
臨 時 損 失	743,985
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	943,462
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,364,574
法 人 税 等 調 整 額	2,119
	△164
当 期 純 損 失	1,954
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	1,366,529
	1,366,529

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	5,573,790	△3,984,757	△12,863	1,586,170
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	99,992	99,992			199,984
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,366,529		△1,366,529
自己株式の取得				△34	△34
減資	—	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	99,992	99,992	△1,366,529	△34	△1,166,579
当期末残高	109,992	5,673,782	△5,351,287	△12,897	419,590

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△188,613	△89	△188,702	34,405	1,431,872
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					199,984
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,366,529
自己株式の取得					△34
減資					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	188,613	89	188,702	△26,152	162,550
当期変動額合計	188,613	89	188,702	△26,152	△1,004,029
当期末残高	—	—	—	8,252	427,843

連 結 注 記 表

1 繼続企業の前提に関する事項

当社グループでは、当連結会計年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当事業年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上することになりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消するため、不当に譲渡等された子会社などの取り戻しなどの法的な対応を進めつつ、抜け殻となった組織の再整備を行い、収益基盤を早期に確立し、企業価値の向上に努めてまいります。また、これらの実施のために必要となる資金調達も早急に検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については実施途上である上、ご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、予定通り進まない場合等には、現状からの脱却ができないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社クシムインサイト

連結子会社であった株式会社ZEDホールディングス、株式会社Zaif、株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedは、当連結会計年度に生じた臨時的な経営交代を受け、実質支配力基準により実質的に支配していると認められなくなつたことにより、当連結会計年度期首より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社クシムインサイトは決算日を9月30日から10月31日に変更しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

ロ 自己保有暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）

活発な市場が存在しないもの

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、活発な市場の有無は、対象自己保有暗号資産が国内外の暗号資産交換所又は販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定しております。また、国内の暗号資産交換所又は販売所とは金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所又は販売所を指しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

訂正関連費用引当金

過年度の開示書類の訂正に関連して将来発生すると見込まれる費用に備えるため、支払い見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、連結注記表「11 収益認識に関する注記 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

3 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4 未適用の会計基準等

該当事項はありません。

5 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

6 会計上の見積りに関する注記

① 貸倒引当金の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 2,180,105千円

（流動資産及び投資その他の資産に係る貸倒引当金の合計）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

長期貸付金及びこれに係る未収利息については、回収可能性を検討した結果、回収不能と判断し、当連結会計年度末において全額について貸倒引当金を計上しております。

(2) 訂正関連費用引当金の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

訂正関連費用引当金 12,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

過年度の開示書類の訂正に関連して将来発生すると見込まれる費用について、現時点で入手可能な情報に基づき合理的に見積り、引当金を計上しております。

7 連結貸借対照表に関する注記

偶発債務（係争事件含む）

代表取締役田原弘貴及び当社は契約違反に基づく損害賠償金10百万円の支払を求める訴訟を提起され、現在、係争中となっております。当社に支払義務はないと認識しており、法的に争ってまいる所存であります。

8 連結損益計算書に関する注記

(1) 新株予約権戻入益

ストック・オプションの権利失効及び権利放棄による戻入益によるものであります。

(2) 投資有価証券評価損

当社グループが保有する「投資有価証券」に区分される有価証券1銘柄について、実質価額が著しく下落したことにより減損処理を行ったものであります。

(3) 訂正関連損失引当金繰入

過年度訂正による開示規則違反に関連した課徴金を計上しております。

(4) 臨時損失

当連結会計年度に生じた臨時的な経営交代の過程で実施された株式譲渡や貸付などの一連の取引により生じた損失を計上しております。

9 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,746,733	862,000	—	18,608,733

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,729	88	—	28,817

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 145,000株

10 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以って事業運営を行うことを原則としております。一時的な余剰資金については、流動性かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、暗号資産建て、外貨建てのものについては、レートの変動リスクに晒されています。当該リスクについては、当社グループの与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、貸付先の財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関する株式、純投資目的

株式及び投資事業有限責任組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されております。当該リスクについては、発行体(取引先企業)及び投資事業組合の財務状況等を定期的に把握しております。

敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、暗号資産建て及び外貨建てについては、レートの変動リスクに晒されています。当該リスクについては、支払期日が1ヶ月～2ヶ月程度の短期決済債務であり、管理本部経理財務部において資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより管理を行っております。

借入金は、当社(個別)では計上しておりますが、連結財務諸表上は連結子会社との取引であるため相殺消去しており、該当はありません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	132,502	132,502	—
資産計	132,502	132,502	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	—	—	—
負債計	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等については、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（*1）	—
投資事業組合（*2）	—

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 投資事業組合の出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	222,836	—	—	—
売掛金	1,540	—	—	—
合計	224,376	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	132,502	—	132,502
資産計	—	132,502	—	132,502

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、期末日における市場価格を基礎として算定しておりますが、当該有価証券については、期末日における市場の流動性の状況等を考慮し、期末時点において合理的と判断される価格水準を用いて算定しております。

このため、観察可能な市場データを用いて算定しているものの、活発な市場における取引価格をそのまま用いて算定したものではないことから、当該時価はレベル2に分類しております。

11 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
ブロックチェーンサービス事業	25,295
顧客との契約から生じる収益	25,295
その他の収益	1,255
外部顧客への売上高	26,550

(注) その他の収益は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)における定義を満たす暗号資産の売却等により生じたものであり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)の適用範囲外から生じた収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① コンサルティング

コンサルティングにおいては、ブロックチェーン技術を活用したサービスの開発を含む、健全な市場形成を支援するコンサルティングを行っており、顧客がその成果の検収完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

コンサルティングに関する取引の対価は、収益認識後、概ね1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
売掛金及び契約資産（期首残高）	88,354
売掛金及び契約資産（期末残高）	1,540
契約負債（期首残高）	4,550
契約負債（期末残高）	—

契約負債は、主に、履行義務の充足より前の時点で顧客から受け取った前受金に関するものであり、当連結会計年度末においては残高はありません。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

12 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	22円58銭
(2) 1株当たり当期純損失	77円12銭

13 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14 その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	238,849	流動負債	84,992
現金及び預金	218,622	未 払 金	20,339
売掛金及び契約資産	1,540	未 払 法 人 税 等	32,935
前 払 費 用	3,936	訂正関連費用引当金	12,000
関係会社未収利息	38,854	そ の 他	19,717
そ の 他	14,750		
貸 倒 引 当 金	△38,854	固 定 負 債	57,517
		関係会社長期借入金	55,000
	181,824	繰 延 税 金 負 債	2,517
固 定 資 産	0	負 債 合 計	142,510
有形固定資産	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	0	株 主 資 本	269,911
投資その他の資産	181,824	資 本 金	109,992
関係会社株式	18,263	資 本 剰 余 金	5,673,782
関係会社長期貸付金	2,030,000	資 本 準 備 金	99,992
差 入 保 証 金	154,438	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,573,790
そ の 他	9,123	利 益 剰 余 金	△5,500,966
貸 倒 引 当 金	△2,030,000	利 益 準 備 金	100
資 産 合 計	420,674	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,501,066
		繰 越 利 益 剰 余 金	△5,501,066
		自 己 株 式	△12,897
		新 株 予 約 権	8,252
		純 資 産 合 計	278,164
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	420,674

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	21,861
売 上 原 価	13
売 上 総 損 失	21,847
販売費及び一般管理費	510,133
営 業 損 失	488,285
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	34,764
そ の 他	10,055
営 業 外 費 用	44,820
支 払 利 息	3,055
そ の 他	3,423
経 常 損 失	6,479
特 別 利 益	449,944
新 株 予 約 権 戻 入 益	32,855
特 別 損 失	32,855
関 係 会 社 株 式 評 価 損	396,630
訂 正 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	12,000
臨 時 損 失	979,648
税 引 前 当 期 純 損 失	1,388,278
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,805,367
法 人 税 等 調 整 額	1,045
当 期 純 損 失	1,806,412

株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	10,000	—	5,573,790	5,573,790	100	△3,694,653	△3,694,553
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	99,992	99,992		99,992			
当期純損失						△1,806,412	△1,806,412
自己株式の取得							
減資	—	—	—	—			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	99,992	99,992	—	99,992	—	△1,806,412	△1,806,412
当期末残高	109,992	99,992	5,573,790	5,673,782	100	△5,501,066	△5,500,966

自己株式	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	△12,863	1,876,374	△109,367	△109,367	34,405	1,801,411
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		199,984				199,984
当期純損失		△1,806,412				△1,806,412
自己株式の取得	△34	△34				△34
減資		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			109,367	109,367	△26,152	83,215
当期変動額合計	△34	△1,606,462	109,367	109,367	△26,152	△1,523,247
当期末残高	△12,897	269,911	—	—	8,252	278,164

個別注記表

1 繼続企業の前提に関する事項

当社では、当事業年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当事業年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上することになりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、不當に譲渡等された子会社などの取り戻しなどの法的な対応を進めつつ、抜け殻となった組織の再整備を行い、収益基盤を早期に確立し、企業価値の向上に努めてまいります。また、これらの実施のために必要となる資金調達も早急に検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については実施途上である上、ご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、予定通り進まない場合等には、現状からの脱却ができないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

③ 自己保有暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）

活発な市場が存在しないもの

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、活発な市場の有無は、対象自己保有暗号資産が国内外の暗号資産交換所又は販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定しております。また、国内の暗号資産交換所又は販売所とは金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所または販売所を指しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

訂正関連費用引当金

過年度の開示書類の訂正に関連して将来発生すると見込まれる費用に備えるため、支払い見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、個別注記表「11 収益認識に関する注記 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

3 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	18,263千円
--------	----------

関係会社株式評価損	396,630千円
-----------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、実質価額が著しく下落した場合で、かつ、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合は、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として計上しております。

6 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

長期金銭債権	155,668千円
長期金銭債務	55,126千円

(2) 偶発債務（係争事件含む）

代表取締役田原弘貴及び当社は契約違反に基づく損害賠償金10百万円の支払を求める訴訟を提起され、現在、係争中となっております。当社に支払義務はない認識しており、法的に争つてまいる所存であります。

7 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

売上高	一千円
売上原価・販売費及び一般管理費	一千円
営業取引以外の取引	12,000千円

(2) 新株予約権戻入益

ストック・オプションの権利失効及び権利放棄による戻入益によるものであります。

(3) 関係会社株式評価損

子会社の業績悪化に伴い関係会社評価損を計上しております。

(4) 訂正関連損失引当金繰入

過年度訂正による開示規則違反に関連した課徴金を計上しております。

(5) 臨時損失

当事業年度に生じた臨時的な経営交代の過程で実施された株式譲渡や貸付などの一連の取引により生じた損失を計上しております。

なお当社グループが保有する「投資有価証券」に区分される有価証券1銘柄について、実質価額が著しく下落したことにより減損処理を行つたものであります。

8 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 28,817株

9 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金、貸倒引当金等であり、繰延税金資産について同額の評価性引当金を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

10 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)クシムインサイト	(所有)直接 100.0	役員の兼任等	資金の借入(注)	55,000	関係会社長期借入金	55,000
				利息の支払(注)	126	未払利息	126
				資金の貸付(注)	150,000	関係会社長期貸付金	150,000
				利息の受取(注)	5,668	未収利息	5,668

(注) 資金の借入・貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

11 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 経営指導料

当社は、経営指導料として、子会社への経営指導、人事・経理財務等の管理業務を行っており、当社の子会社を顧客としております。

経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過について充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

経営指導料等の対価は、通常、月次決算後、翌月末までに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② その他

その他に関する取引の対価は、収益認識後、概ね1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

12 1株当たり情報に関する注記

(1) 1 株 当 た り 純 資 産 額	14円53銭
(2) 1 株 当 た り 当 期 純 損 失	101円94銭

13 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14 その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額等は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社クシム
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員	公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 山中 康之
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クシムの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クシム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループでは、当連結会計年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡等された結果、事業や人材等を喪失しており、当連結会計年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社クシム
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

公認会計士 茂木 秀俊

代表社員

業務執行社員

公認会計士 山中 康之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クシムの2024年11月1日から2025年10月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社では、当事業年度に発生した臨時的な経営交代の過程で主要な子会社や資産が譲渡された結果、事業や人材等を喪失しており、当事業年度において、売上高は前年同期に比し著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行に関しても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月23日

株式会社クシム　監査等委員会

監査等委員	荒木 久雄	㊞
監査等委員	渡辺 治	㊞
監査等委員	佐藤 憲介	㊞

(注) 監査等委員荒木久雄、渡辺治、佐藤憲介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。荒木久雄、渡辺治は2025年4月30日に着任し、佐藤憲介は2025年8月29日に着任しております。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（商号変更）

1. 変更の理由

2025年の経営体制変更を踏まえ、Web3・暗号資産トレジャリー事業を中核とする企業への転換を明確にするとともに、新たな企業ブランドの確立を図るため。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社は、株式会社クシムと称し、英文では <u>Kushim, inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、株式会社HODL 1と称する。登記上は、株式会社ホドルワンと表示する。英文では <u>HODL 1, inc.</u> と表示する。

3. 新社名

「HODL」とは、暗号資産投資において、価格が変動しても短期的な売買をせず、長期的に保有し続ける戦略を指します。

「HOLD（保持する）」のスペルミスから生まれたネットスラングであり、長期保有を是とする当社の姿勢を表しております。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係	再任/新任
1	たはら ひろき 田原 弘貴 (1996年8月13日生)	2018年1月 中小企業診断士資格取得 2018年3月 東京大学工学部卒業 2019年6月 チューリングガム株式会社設立、 同社取締役就任 2023年1月 当社取締役就任 2023年5月 チューリングガム株式会社代表取 締役CTO就任 2025年4月 当社代表取締役就任（現）	315,400	無	再任
2	たなかりょう 田中 遼 (1989年3月12日生)	2011年4月 東京都庁入庁法務業務に従事 2018年1月 株式会社Aerial Partners入社 2020年2月 LINE株式会社（現LINEヤフー株 式会社）入社（LVC出向）LINE のブロックチェーン・NFT事業 立ち上げに従事 2022年8月 チューリングガム株式会社入社 2023年1月 同社取締役就任 2024年1月 同社代表取締役就任 2025年4月 当社取締役就任（現）	0	無	再任
3	おおしまたくや 大島 卓也 (1986年8月7日生)	2011年4月 株式会社大和総研ビジネス・イ ノベーション入社 2018年4月 Fintertech株式会社入社 2022年6月 チューリングガム株式会社入社 2023年1月 同社取締役就任 2023年11月 株式会社Zaif代表取締役社長就任 2025年9月 同社退社 2025年10月 当社入社（現）	0	無	新任
4	いとうこうすけ 伊藤 光佑 (1997年5月11日生)	2018年6月 株式会社Aerial Partners 入社 2019年9月 チューリングガム株式会社共同創業 2023年3月 東京大学工学部システム創生学科卒業 2025年10月 当社入社（現）	113,616	無	新任

5	たけなかだいすけ 竹中大介 (1980年10月16日生)	2004年3月 高知大学人文学部社会経済学科卒業 2004年9月 信永中和会計士事務所入所 2008年4月 同社 退職 2008年5月 イオンクレジットサービス株式会社（現イオンフィナンシャルサービス株式会社）入社 2011年5月 イオンマイクロファイナンス（瀋陽）有限公司 出向 2013年5月 イオンフィナンシャルサービス（香港）有限公司 出向 2020年6月 イオンクレジットサービス（アジア）株式会社 出向 2023年5月 イオンクレジットサービス（ホーチミン）株式会社 出向 2024年9月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 退職 2024年11月 DigitalCredenceTechnologies Limited 入社 2025年10月 同社 退社 2025年11月 当社 入社（現）	0	無	新任
6	いしはまたかひろ 石濱嵩博 (1990年8月31日生)	2013年5月 株式会社ナナメウ創業 代表取締役社長（現） 2014年3月 青山学院大学 卒業	0	無	新任

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式の数には、クシムグループ役員持株会における持株数が含まれております。
2. 田原弘貴氏は、当事業年度において選任後に開催された取締役会18回中18回出席しました。
3. 田中遼氏は、当事業年度において選任後に開催された取締役会18回中18回出席しました。
4. 取締役候補者の選任理由
- ① 大島卓也氏は、株式会社Zaif代表取締役社長を務め、当社の中核事業である「ブロックチェーンサービス事業」の経営者として豊富な経験を有し、マーケティングやブロックチェーン技術に精通していることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。
 - ② 伊藤光佑氏は、2019年にWeb3企業であるチューリングガム株式会社を共同創業し、技術コンサルタントとして、独自ブロックチェーン立ち上げの企画、プライバシー保護システムの設計等の幅広い知識と経験を有しております。暗号資産管理体制の構築支援にも豊富な業務経験を有しており、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。
 - ③ 竹中大介氏は、日本国内外の企業において、経営管理業務に関する幅広い経験を有しております。海外ベンダーやパートナーとの連携においても実務推進が期待できることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。
5. 石濱嵩博氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要並びに独立性について
- ① 石濱嵩博氏は、2023年5月に株式会社ナナメウを創業し、創業以来「つながりを科学する」をテーマにSNS領域の事業に従事されております。Web3文脈（トークンエコノミー等）での事業構想も明示しており、当社の暗号資産トレジャリー事業をどのように発信

- していくかを含め、幅広い株主コミュニケーション等に対して適切な監視や助言をいただけると判断し、選任をお願いするものであります。
- ② 石濱嵩博氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
 - ③ 石濱嵩博氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ④ 石濱嵩博氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - ⑤ 石濱嵩博氏は、過去2年間に合併、吸収分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - ⑥ 石濱嵩博氏が代表取締役を務める株式会社ナナメウエと当社との間での取引は存在せず、両社共に、当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
7. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしております。本議案が承認可決された場合、佐藤憲介氏は被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。

第3号議案 新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役、監査等委員並びに当社および当社子会社の従業員に対して、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てるごとと及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の連結業績向上への貢献意欲と士気を一層高め、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役、監査等委員並びに当社および当社子会社の従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権の目的である普通株式の数は、500,000株（うち当社監査等委員である取締役は100,000株）を上限とし、下記に従って付与株式数が調整される場合は、（2）の上限の数に調整後の付与株式数を乗じた数とする。

なお、当社が、新株予約権の割当を行った日（以下「割当日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は必要と認める付与株式の調整を行うことができる。

（2）発行する新株予約権の総数

5,000個（うち当社監査等委員である取締役は1,000個）を上限とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しない。

（4）当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式の処分をする場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が存続会社となる吸収合併をする場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より10年間の範囲内とする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の

額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。

（7）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
- ② 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ③ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ④ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

（8）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（9）新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、当社が分割会社となる新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権全部を無償にて取得することができる。

（10）組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日直前において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（1）に準じて再編対象会社が決定する。

④ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ再編対象会社が合理的に決定する価額に、上記③に従って定められる当該新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 交付する再編対象会社の新株予約権を行使することができる期間

上記（5）に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（5）に定める権利行使期間の末日までとする。

⑥ 譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得の制限

譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

⑧ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（6）に準じて決定する。

⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得条項

上記（9）に準じて決定する。

（11）細目事項

新株予約権に関する細目事項については、取締役会決議により定める。

(ご参考) 本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	候補者番号	氏名	経営経験	営業・マーケティング	プロックチェーン技術	財務・会計	法務・リスク管理	コンプライアンス
取締役 (監査等委員であるものを除く)	1	田原 弘貴	●	●	●			●
	2	田中 遼	●		●	●	●	●
	3	大島 卓也	●	●	●			●
	4	伊藤 光佑		●	●			
	5	竹中 大介	●			●		●
	6	石濱 嵩博 社外	●	●				●
監査等委員である取締役	6	荒木 久雄 社外				●	●	●
	7	渡辺 治 社外					●	●
	8	佐藤 憲介 社外				●	●	●

以上

株主総会会場ご案内図

[会 場] : 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館ビジネスフォーラム7階 (701、702)



[交 通]

JR
東京メトロ銀座線・都営浅草線
都営地下鉄三田線
東京メトロ銀座線

「新橋」駅 日比谷口 徒歩6分
「新橋」駅 ⑦出口 徒歩6分
「内幸町」駅 A2出口 徒歩1分
「虎ノ門」駅 10番出口 徒歩8分